

## 年金の在職支給停止に伴う支給額の誤りについて（続報）

令和元年12月26日付け当連合会公表資料「年金の在職支給停止に伴う支給額の誤りについて」において、「別途、当連合会において確認中の事案（117人）があり、内容が判明次第、当連合会において公表を予定」としていたところですが、

この件については、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団の年金額にも影響を与えると考えられるため、両機関と現在確認作業を行っていますが、現時点での状況は以下のとおりです。

### 1 現在の状況

現時点では117名中、30名については影響がないことが確認でき、33名については両機関との確認が取れ、影響額が確定しました。

対象の方には、当連合会の構成組合から順次お詫び状を发出しています。

残る54名の方々は、引き続き両機関との確認作業中となっています。

残る方々の影響額が判明した段階で、改めて公表を予定しています。

### 2 影響（影響額が確定した方（33名）に係るもの）

	影響額（延べ人数）	1人当たり平均影響額
未払い	19万6千円（20人）	9,775円
過払い	175万3千円（29人）	60,455円

1人当たり影響額： 未払い 1千円～ 5万8千円

： 過払い 1千円～142万1千円

地共済： 未払い 20人 平均影響額 1万0千円／人

地共済： 過払い 4人 平均影響額 5万2千円／人

日本年金機構： 過払い 22人 平均影響額 6万9千円／人

私学共済： 過払い 3人 平均影響額 7千円／人

#### 《問い合わせ先》

全国市町村職員共済組合連合会

電話（代表） 03-5210-4611

（年金受給者の方）03-5210-4608

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時